

被扶養者の資格調査(検認)ご協力のお願い

毎年資格調査を実施します



重要

ベネッセグループ健康保険組合からのお知らせ

当健康保険組合では、下記要領で令和7年度の被扶養者資格調査(検認)を実施しますので、必要書類の提出をお願いいたします。

被扶養者資格調査(検認)実施要項

- 調査対象 ベネッセグループ健康保険組合に加入している全被扶養者
 <補足>
 ・令和7年1月1日以降に認定された被扶養者を除く。
 (転籍時に審査省略にて扶養継続となった方は対象)
 但し、同一世帯に令和6年12月31日以前に認定されている被扶養者がいる場合は、併せて調査対象者とする。
 ・被保険者の配偶者が被扶養者になっている世帯で生年月日が平成19年4月2日以降の「子」は調査対象外とする。
- 実施時期 令和7年7月10日(木)～8月15日(金)
- 提出期限 **令和7年8月15日(金)必着**
- 提出書類 ①「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」[別紙]
 ② 収入状況(扶養状況)を確認できる書類
 ※対象者の続柄により提出書類が異なりますので、①「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」をご確認のうえ、必要書類をご提出ください。
 ※ご提出の際は、本紙が入っていた封筒を再利用してください。
- 提出先 各会社・団体の人事担当者様



本状は、厚生労働省の指導(健康保険法施行規則第50条)に基づく、扶養認定調査です。

「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」の未提出および添付書類不足の場合は、当健康保険組合の指定する日で、健康保険の資格が喪失となり、「健康保険被保険者証」および「資格確認書」および「マイナ保険証」が使えなくなります(病院での医療費等が全額自己負担になります)ので、速やかに必要書類をご提出ください。

- 資格審査を公平かつ厳正に行うために、当健康保険組合が指定する公的な証明書等のご提出をお願いします。
- 書類の作成費用等、資格審査の**手続きに要する費用は、被保険者の個人負担となります。**
- **提出いただいた書類は返却できません**のでご了承ください。
 ※本調査においてご報告頂く個人情報に関しては、今後の適正な認定および資格確認のために使用するもので、当該業務の目的以外に使用することはありません。
- 個人情報保護の取り組みにつきましては、当健康保険組合ホームページの「個人情報保護に関する基本方針」をご参照ください。
- 当健康保険組合は、本調査を「株式会社 法研」に委託いたします。委託にあたっては委託先の適正な管理および監督を行います。

ベネッセグループ健康保険組合

<https://www.benesse-kp.or.jp/>

お問い合わせ先
(日本語対応のみ)

ベネッセグループ健康保険組合 被扶養者調査専用 法研コールセンター

TEL:03-5213-4574 [開設期間 令和7年7月10日(木)～11月28日(金)] 9:00～17:00 土日祝日除く

資格調査の流れ

① 被扶養者の認定基準

※参照 P3「被扶養者の認定基準」

被扶養者には、保険料を負担しないで給付を受けられる代わりに、親族関係(続柄)と扶養状況(被扶養者の収入状況)について、一定の要件を常に満たしている必要があります。

時間の経過とともにその要件から外れる方が出てくるため、当健康保険組合では定期的に要件が備わっているかの確認を行い、被扶養者としての資格を審査します。

② 「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」の記入と確認

※参照 P4「記入例」

「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」の被保険者・調査対象者欄の記載内容を確認し、必要事項をご記入ください。

記載内容を訂正する場合は、「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」とは別に「健康保険(被保険者・被扶養者)記載事項変更(訂正)届」(対象者の「被保険者証」・「資格確認書」)が必要です。詳しくは各会社・団体の人事担当者にご確認ください。

③ 調査対象者全員の必要書類の添付

※参照 別紙「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」とP5～P6「必要書類の説明」

「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」に記載された調査対象者全員の必要書類をご提出ください。

なお、続柄ごとに内容が異なりますので、「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」に応じた書類をご用意ください。

必要書類の発行手数料等は被保険者の自己負担となります。

④ 書類の取得について

※参照 P7「問合せランキング」

書類を取得する際の疑問や、これまでに皆様からご質問いただきました内容をQ&A形式でまとめましたのでご参照ください。

⑤ 「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」と必要書類の提出

書類を受け取った際の封筒を再利用して、封筒の表面に記載されている提出物にチェックをいれ、各会社・団体の人事担当者に提出してください。



※提出いただいた書類の内容確認後、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。

各会社・団体の人事担当者へご提出いただく際は、「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」の宛名が見えるように封入してください。



被扶養者の認定基準

生計維持関係が必須条件

主として被保険者の収入によって生活している

『被扶養者』として認められる親族の範囲

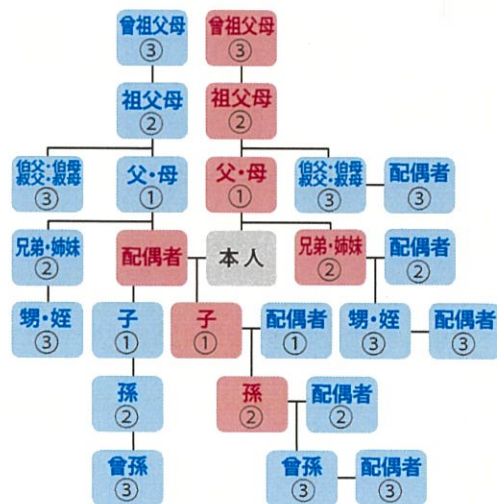
健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族（民法上の親族と同一ではありません）である必要があります。

さらに同一世帯*が要件とされる親族もあります。

*…「被保険者と同居および家計を共同にすること」をいいます。
二世帯住宅などで同居していても、住民票を世帯分離している場合は、同一世帯とは認められません。

被扶養者が別居している場合

被保険者は、別居している被扶養者に生活費として仕送りしている必要があります。（単身赴任は除く）



……同・別居可 ①……1親等
……同居が条件 ②……2親等
……同居が条件 ③……3親等
※配偶者は内縁の方を含みます。

収入基本基準

下記①・②すべての基準を満たすことが認定継続の条件になります。

① 収入要件

被扶養者の年齢など	要 件		
	月額(給与・年金など)*	日額(雇用保険の給付など)	年間収入
60歳未満の場合	108,334 円未満	3,612 円未満	130 万円未満
60歳以上の場合	150,000 円未満	5,000 円未満	180 万円未満
障害年金受給の場合	150,000 円未満	5,000 円未満	180 万円未満

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が 同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の 年収の1/2未満であること**
被保険者と被扶養者が 別居の場合	● 被扶養者収入無:被保険者からの送金額が13万円/月以上であること ● 被扶養者収入有:被保険者からの送金額が被扶養者の年収以上であること 且つ被扶養者の年収+被保険者の送金額が156万円/年以上であること

*……提出されたすべての給与明細が収入要件を満たしていることが扶養認定継続の条件です。

**…被扶養者の年収が被保険者の年収(給与)の1/2以上で、被保険者に給与以外に収入(年金・不動産収入等)がある場合は、被保険者の令和7年直近の「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」や令和6年分「確定申告書」一式を提出いただくことで、給与以外の収入も含めた金額で審査いたします。

海外に在住し日本国内に住所を有さない被扶養者について（日本国籍の方も対象）

日本国内に住所を有さない方は、健康保険の被扶養者とは認められません。但し、下記の①～⑤を除きます。

- ① 海外留学をする学生
- ② 海外赴任に同行する家族
- ③ 海外赴任中の新たな同行家族とみなせる方（海外赴任中に生まれた被保険者の子や海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者）
- ④ 観光・保養・ボランティア活動など就労以外の目的で一時的に渡航する方
- ⑤ ①～④の他、渡航目的やその他の事情を考慮して国内に生活の基盤があると認められる方

優先扶養義務者

被扶養者となる家族を優先的に扶養する義務がある「優先扶養義務者」に収入証明を提出いただき、優先扶養義務者に扶養する能力がなく被保険者が扶養しなければならないことを確認します。

優先扶養義務者の例

・「母」の場合は、その配偶者である「父」 ・「兄弟姉妹」の場合は、親である「両親」 ・「祖父母」の場合は、子である「両親」

夫婦共同扶養

被保険者と配偶者共に収入があり、共同で「子」を扶養している場合は、被扶養者の人数に関わらず、年間収入の多い方の被扶養者となります。

※当健康保険組合では、双方給与収入のみの場合は標準報酬月額で比較します。

該当する方がいる場合、「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」共同扶養用を同封しています。必要事項をご記入のうえ、必要書類と併せてご提出ください。

記入例

注) 記入例の「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」とお手元の「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」のパターンが調査対象によって異なる場合があります。

印字内容に訂正がある場合は、赤字二重線で抹消し、訂正。

※氏名・生年月日等に訂正がある場合は、「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」とは別に「健康保険(被保険者・被扶養者)記載事項変更(訂正)届」(対象者の「被保険者証」・「資格確認書」)が必要です。詳しくは各会社・団体の人事担当者にご確認ください。



提出内容に相違がないことを確認したうえで自署。(被保険者のもの)

日中連絡先を記入。(書類に不備があった場合等、連絡させていただきますことがあります)

該当箇所に☒チェック。

提出期限:令和7年8月15日(金) 必着

ベネッセグループ健康保険組合

本紙「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」について記入した内容は事実と相違がありません。

記号番号	123-4567	資格取得日	平成1年4月1日
標準報酬月額	360千円	生年月日	昭和41年3月14日
記入日	令和7年 7 月 20 日	性別	男
氏名	健保 太郎	配偶者	☒ (1)有 ☐ (2)無
日中連絡先	090-1234-5678		
住所	〒700-0807 岡山市北区南力 3-7-17		

被保険者の配偶者有無について☒チェック。

現住所を記入。

【健康保険被扶養者(更新)(異動)届】〈配偶者用〉

氏名	健保 一子	続柄	配偶者	年齢	62	生年月日	昭和38年4月10日
調査対象者	☒ (1)同居 ☐ (2)別居:被保険者が単身赴任中 ☐ (3)別居:上記以外(理由記入)	職業等	☐ (1)給与所得者 ☒ (2)自営業 ☐ (3)学生 ☒ (4)年金受給者 ☐ (5)無職				
居住地	☒ 日本に居住 ☐ 海外に居住	扶養解除	〈扶養解除理由〉 〈扶養解除日〉 令和 年 月 日				

該当項目に☒チェックおよび記入のうえ、本紙と必要書類を一緒にご提出ください。

扶養解除手続きについて

→扶養解除理由と扶養解除日を記入。(P8「被扶養者の解除手続きについて」を参照)

チェック欄	必要書類	発行元	記入欄
☒ 必ずご提出いただく書類	令和7年度「所得証明書」(原本)または「課税(非課税)証明書」(原本) ※令和6年1月~12月中の収入が計上されているもの	1 市区町村役所	
☒ 必ずご提出いただく書類	世帯全員の「住民票」(原本) ※直近3か月以内に発行された世帯全員分のもの ※続柄・本籍地の記載があるもの ※被保険者と調査対象者が別居している場合は、双方の「住民票」が必要	2 市区町村役所	

以下のQ1~Q5の質問すべてにお答えください。「はい」とお答えの場合は、各必要書類をご用意のうえ、記入欄の該当項目を記入してください。

チェック欄	必要書類	発行元	記入欄
Q1. 調査対象者は給与収入(アルバイト・パート等含む)がありますか?	☐ はい ☒ いいえ 令和7年直近連続3か月分の「給与明細書」(コピー) ※支給月、氏名、会社名の記載部分も必要 ※前失や出勤がない月がある、働き始めて間もないなどの理由で3か月分提出できない場合は、「給与支払(見込)証明書」を勤務先へ作成依頼	3 勤務先	
Q2. 調査対象者は年金収入がありますか?	☒ はい ☐ いいえ 令和7年直近の「年金振込通知書」(コピー)または「年金額改定通知書」(コピー) ※発行年月、氏名の記載部分も必要 ※企業年金、老齢(厚生)年金、障害年金、遺族年金等、受給しているすべての年金が対象	4 日本年金機構等	[年金の種類] ☒ (1)老齢 ☐ (2)遺族 ☐ (3)障害 ☐ (4)その他
Q3. 調査対象者は給与・年金以外の収入がありますか? ※個人事業収入・不動産収入・株式配当金等	☒ はい ☐ いいえ 令和6年分「確定申告書(控)」(コピー) 令和6年分「収支内訳書」(コピー)または「青色申告決算書」(コピー)	5 両方 5 税務署	[収入の種類] ☐ (1)営業 ☒ (2)不動産 ☐ (3)農業 ☐ (4)雑 ☐ (5)その他
Q4. 調査対象者は現在無職で、令和6年1月1日以降に退職しましたか?	☐ はい ☒ いいえ 退職日が確認できるもの ※詳細はリーフレットP6 6-1を参照 雇用保険失業給付の受給状況等の確認書類(コピー) ※詳細はリーフレットP6 6-2を参照	6-1 両方 6-2 元勤務先	[退職日] 令和 年 月 日 [雇用保険失業給付受給状況] ☐ (1)受給中 ☐ (2)受給期間延長中 ☐ (3)受給終了 ☐ (4)受給資格なし
Q5. 調査対象者は被保険者と別居していますか?	☐ はい ☒ いいえ 直近3回分の「仕送り証明書」(コピー) ※被保険者が社命により単身赴任中の場合は不要 ※「仕送り証明書」は「振込明細」または「通帳」 ※誰から・誰に・仕送り日・仕送り金額がわかるもの	7 お手元・金融機関	

該当項目に☒チェック。
該当する右記の該当書類を提出。

該当項目に☒チェックおよび
日付等を記入。

必要書類の説明

注意事項をご確認のうえ、書類をご用意ください。

①および②を取得
する際は、同封の「市区
町村役所で取得する
書類一覧・発行願書」を
ご利用ください。



①「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明書(原本)」

いつ 令和7年度(令和6年1月～12月の収入が証明)のもの

目的 令和6年1月～12月までの収入金額および収入の種類を確認します。

- 源泉徴収票不可
- 市区町村の窓口での取得が難しい場合は郵送での取り寄せが可能
- 市区町村によっては証明書の名称が異なる場合あり

入手先・発行元等

令和7年1月1日時点で
「住民票」があった
市区町村役所

収入の有無にかかわらず提出が必要です。
学生でも提出が必要です。

[illegible]

② 世帯全員の「住民票(原本)」と 別居先の世帯全員の「住民票(原本)」

いつ 直近3カ月以内に発行されたもの

目的 同別居・居住地・日本国籍・他の優先扶養義務者や夫婦共同扶養の配偶者(P3参照)の有無等を確認します。

- 続柄・本籍地等の記載のあるもの
- 複数の調査対象者が記載されている場合は、世帯1部で可

入手先・発行元等

市区町村役所

被保険者と調査対象者を含む
世帯全員の住民票を取得してください。

[illegible]

③「給与明細書(コピー)」

いつ 直近連続3ヵ月分のもの
(4月・5月・6月または5月・6月・7月に発行されたもの)

目的 給与月額および健康保険加入の有無を確認します。

- 支給年月、氏名、会社名の記載部分も必要
(手書きの場合、勤務先の証明があるもの)
- 紛失や出勤がない月がある、働き始めて間もない、育児休業中であるなどの理由で3ヵ月分提出できない場合は、「給与支払証明書」の発行を勤務先に依頼

入手先・発行元等

お手元・勤務先

複数社に就労している場合、すべての就労先分が必要です。

[illegible]

④「年金振込通知書(コピー)」または「年金額改定通知書(コピー)」

いつ 令和7年中に発行された直近のもの

目 的 直近の年金支払額(税金や介護保険料等が控除される前の金額)および年金の種類を確認します。

- 発行年月、受給権者氏名の記載部分も必要
- 紛失した場合は、発行元に再発行を依頼

入手先・発行元等

お手元・日本年金機構等

老齢(厚生)年金・企業年金・障害年金・遺族年金
等、受給しているすべての書類が必要です。

[illegible]

⑤「確定申告書(コピー)」および「収支内訳書(コピー)」または「青色申告決算書(コピー)」

いつ 令和6年分のもの

目的 収入金額および事業の種類を確認します。
また、当健康保険組合が認める直接的必要経費の有無を確認します。

- 総収入額から、当健康保険組合が認める直接的必要経費を差し引いた金額を確認
- 確定申告していない場合は、必要経費の確認ができないため扶養解除となります。

入手先・発行元等
お手元・税務署

確定申告書類一式を
提出してください。

⑥-1 退職日が確認できるもの

いつ 令和6年1月以降のもの

目的 ①の「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」に給与収入が計上されているが、すでに退職していることにより、その収入が継続していないことを確認します。

- 退職時の「源泉徴収票(コピー)」・「雇用保険受給資格者証(コピー)」・「離職票-1、-2(コピー)」など

入手先・発行元等
元勤務先

⑥-2「雇用保険受給状況等の確認書類(コピー)」

いつ 令和6年1月以降のもの

目的 退職後の雇用保険受給有無と、受給している場合の日額を確認します。

雇用保険失業給付の受給状況に応じた下記の書類を提出してください。

1. 受給中または受給終了…「雇用保険受給資格者証全ページ(コピー)」
2. 受給していない……「雇用保険失業給付等に関する誓約書(原本)」
3. 受給期間を延長中…「受給期間延長通知書(コピー)」
4. 受給資格なし……受給資格がないことがわかる書類「退職前の給与明細書等(コピー)」

入手先・発行元等

1. ハローワーク
2. 当健保ホームページ
3. ハローワーク
4. 元勤務先

⑦「仕送り証明書(コピー)」

いつ 直近3回分のもの

目的 被保険者が別居している調査対象者の生計を維持しているかどうかを確認します。

- 業務上の単身赴任による別居で配偶者世帯と同居している場合と、子が進学のための別居の場合は不要
- 誰から・誰へ・仕送り日・仕送り金額が確認できる「振込明細(コピー)」または被保険者の「通帳(コピー)」や、被扶養者の生活のために支払われた「家賃」や「水道光熱費」の領収証(コピー)など
- 「通帳(コピー)」を提出の場合は、被保険者名が記載の「通帳」の表紙と、該当金額の記載があるページ

入手先・発行元等
お手元・金融機関

不可

- クレジットカードなどの「支払明細書」
- 現金の手渡し

該当箇所にはマーカーをひいて、送金額が分かるようにしてください。

問合せランキング

1位

給与収入

Q.1 給与の月額が108,334円以上の月がありますが、年間では130万円を超えないように調整予定ですので、扶養認定は継続できますか？

収入月額が1ヵ月でも基準を満たさない場合*は、扶養認定解除となります。

*…年収が130万円以上(月収換算108,334円以上)、60歳以上(障害年金受給者)は180万円以上(月収換算150,000円以上)

Q.2 パートで就労していますが、人手不足で一時的に収入が増加しました。「130万の壁支援パッケージ」に該当すると思いますが、提出書類はなにが必要ですか？

事業主の人手不足による労働時間延長に伴い一時的に収入が増加し、収入の月額が108,334円(年収換算130万円)以上となる場合は、通常定められた書類と併せて下記4点を提出ください。

1. 「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」… URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf>
2. 過去1年間の「給与明細書(コピー)」
3. 「雇用契約書(コピー)」
4. 該当月のみ収入増加である理由を記入した「申立書」

※特定の事業主と雇用関係にない場合(フリーランス・自営業等)については対象となりません。

※提出書類を確認のうえ総合的に判断しますので、事業主の証明の提出をもって認定されるものではないことを十分ご注意ください。



2位

所得証明書

Q.3 被扶養者は学生で収入がありませんが、「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」をわざわざ提出する必要はあるのでしょうか？

学生であっても収入の確認が必須となります。

収入が無いことも「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」にて確認しますので、必ず提出してください。

Q.4 被扶養者は無職無収入ですが、「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」は取得できるのでしょうか？

取得できます。

3位

夫婦共同扶養

Q.5 自分(被保険者)が主として子を扶養しているのに、なぜ配偶者の収入証明を提出しなければならないのですか？

お子様を被扶養者として認定する際は、厚生労働省の通知(R3.4.30通知 保保発0430第2号・保国発0430第1号)により、夫婦共働きで夫婦双方に収入がある場合は、年間収入の多い方の被扶養者とするのが原則となります。

そのため「健康保険被扶養者資格調査」では、お子様を被扶養者として認定されてから、一定期間が経過している世帯を対象として、当健康保険組合の被扶養者でない配偶者の収入証明を提出いただき、お子様の主たる生計維持者を確認いたします。

Q.6 被保険者と配偶者の収入の比較は標準報酬月額で行う(P3参照)とのことですが、標準報酬月額だと配偶者の方が多いのですが、賞与を含む今後の1年の収入は被保険者の方が多くなる見込です。子の扶養は解除になりますか？

今後1年間の収入見込で審査をご希望の場合は、被保険者・配偶者双方の今後1年間の収入が確認できる書類をご提出ください。提出後、扶養解除となる場合のみご連絡いたします。



4位

調査全般

Q.7 年間収入とはどのような収入ですか？

すべての収入です。給与・交通費・手当・事業収入の他、各種年金、利子・配当、不動産収入、雇用保険給付金などすべてを含みます。

Q.8 本調査は何のために行うのですか？

健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう通知されております。なお、証明書取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

- 厚生労働省保険局長通知(保保第1029004号)…資格確認書の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保保第1029005号)…資格確認書の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q.9 被保険者は会社を退職します。書類の提出は必要ですか？

9月30日までに退職する方は調査対象外となりますので、お送りしたオレンジ色封筒に「●月●日被保険者退職」とご記入のうえ、ご提出ください。10月1日以降に退職予定の方は、書類の提出が必要となります。

Q.10 人間ドック・歯科検診を予約していましたが、今回の被扶養者調査の結果、扶養解除になりました。解除日以降に受診した場合はどうなりますか？

受診日時時点で当健保組合の資格がないため、全額自己負担となります。

被扶養者の解除手続きについて

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要です。日常の生活実態が大きく変化し、被扶養者が経済的に自立するなど、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者解除手続きを行ってください。

こんな時は被扶養者解除手続きが必要です。

●就職して、就職先の健康保険組合に加入したとき。 	●勤務先の健康保険組合に加入したとき。 	●他の家族の被扶養者となったとき。 
●月額108,334円(年間130万円)以上の収入が見込まれるようになったとき。 (60歳以上または障害年金受給の場合は) 月額150,000円(年間180万円)以上 	●離婚・死亡したとき。 	●同居条件の被扶養者が別居したとき。 

■これから被扶養者の扶養解除手続きをする場合

- ①「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」に扶養解除理由と解除日を記入。
 - ② 解除対象者の「被保険者証」・「資格確認書」を①と同封。
 - ③ 各会社・団体の人事担当者まで提出。
- ※提出する際は、封筒に記載されている提出物「☐被保険者証」・「資格確認書」に必ず☑。

■すでに被扶養者の扶養解除手続きが終了している場合

- ①「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」に扶養解除理由と解除日を記入。
 - ② ①の解除対象者氏名を二重線で抹消し、側に「扶養解除済」と記入。
 - ③ 各会社・団体の人事担当者まで提出。
- ※データの処理の都合上、すでに扶養解除手続きが終了している方にも「健康保険被扶養者(更新)(異動)届」が届く場合があります。

扶養解除の手続きをする場合は、必ず「被保険者証」または「資格確認書」[原本]を返却してください。





「被保険者証」または「資格確認書」[原本]も返却なのよね



※「被保険者証」・「資格確認書」を紛失した場合は、「滅失届」(当健康保険組合HPよりダウンロード)を提出してください。